

<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度定時社員総会の開催について ・就業報告書提出締切日と配分金振込日のお知らせ ・健康相談のお知らせ ・Smile to Smile の登録について ・研修・講習会のお知らせ ・会員ポイント制度について ・熱中症の対策について ・自転車を安全・安心に利用するために(新制度) ・会員のハラスメント防止に関する基本方針 	<h1>北 SC 通信</h1>	<p style="text-align: right;">第88号</p> <p>公益社団法人 北区シルバー人材センター 北区赤羽1-1-38 TEL03-3908-8400 FAX03-3908-8405 ホームページ：https://webc.sjc.ne.jp/kitaku/index</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <input type="text" value="北区シルバー"/> <input type="button" value="🔍"/>  </div>
--	------------------	--

令和8年度定時社員総会の開催について（お知らせ）

令和8年度定時社員総会

6月17日（水）14時から

赤羽会館講堂にて開催いたします。

受付時間 12時30分から

アトラクション 13時から

定時社員総会では、決算等の承認をいただきます。併せて、午後1時から、アトラクションとして舞台芸や漫才などをお楽しみいただきます。また、2時からは、来賓あいさつ、表彰式などのセレモニーが開催されます。ぜひご参加ください。

開催通知等は、5月下旬～6月上旬に郵送でお届けいたします。

出欠届等を同封の返信用封筒にてセンターにご返送ください。

【お願い】総会記念品の引き換え方法について

総会参加の場合

令和8年度総会資料に同封された「定時社員総会記念品引換券」に**会員番号とお名前**を記載し、当日受付でお受け取りください。

総会欠席の場合

北区シルバー人材センター事務局で交換いたします。

※引き換えには、「定時社員総会記念品引換券」を必ず、お持ちください。

※引き換え期間：令和8年6月22日（月）～7月17日（金）



来場記念品として北区の名品、「滝野川/小川海苔店焼海苔」（1個）をご用意しております。

皆さまのご来場をお待ちしております

就業報告書提出締切日と配分金振込日のお知らせ

	就業報告書提出締切日	配分金振込日
5 月分	6 月 3 日 (水)	6 月 25 日 (木)
6 月分	7 月 3 日 (金)	7 月 24 日 (金)
7 月分	8 月 5 日 (水)	8 月 25 日 (火)



いつも就業ありがとうございます。

締切日（翌月の 3 営業日）までに、就業報告書をご提出ください。出し忘れのないようお願いいたします。

5 月の就業報告書は、**6 月 3 日 (水)** までとなっております。

健康相談のお知らせ ～心と体を楽にしましょう～

会員の皆様が元気に就業できるよう不安や悩みについて、専門スタッフが相談をお聞きしますので、お気軽にご相談ください。
(健康管理・日常生活における悩みなど)

また、就業中や就業途中で事故やケガをした方は、健康相談を積極的にご活用ください。

日程：毎月月初【6/1 (月)・7/1 (水)】

時間：10 時～12 時

場所：シルバー人材センター相談室

相談時間 20 分程度

電話での予約は行いません。

最終受付は、11 時 40 分になります。

(※中止する場合があります)



Smile to Smile の登録について

Smile to Smile は「就業情報」や「配分金明細」「センターからののお知らせ」等を簡単に確認できるサービスです。

登録方法がわからない、登録したがログインできないなど、お困りごとがありましたらお気軽に事務局にご相談ください。

初 回 ロ グ イ ン

<https://www.s22s.jp>



研修・講習会

シルバー会員の方が就業するために必要な知識・技術を習得していただくための研修・講習会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

★第 1 回 接遇・マナー研修会

シルバー人材センターに精通された講師をお呼びし、当センターのみならず他センターでの出来事も研修内容に取り込まれております。

「お話し好きなお客様で仕事がはかどらない…」

こんな時のお客様への上手な伝え方を学びませんか？

(スマイルサポート登録会員：年 1 回 必須研修)



- ・日 時：令和 8 年 6 月 9 日（火）午前 10 時～12 時
- ・会 場：北とぴあ 8 階 807 会議室
- ・申 込：電話、ホームページまたは、窓口で直接お申込みください
- ・講 師：渡辺 久美子氏
- ・対 象：シルバー全会員
- ・定 員：15 名（先着順）
- ・申込締切：6 月 5 日（金）

◆申込先：スマイルサポート担当：大槻・鱒澤・久山
TEL:03-3908-8400
ホームページ：<https://webc.sjc.ne.jp/kitaku/index>

児童交通指導員・児童館パトロール就業会員の皆様へ

今年度も、児童交通指導員と、児童館パトロールの就業会員を対象に、合同安全研修会を開催いたします。

赤羽警察署の安全講習会は、就業時の注意点を認識する事により、児童の安全確保をより確実にする事を目的としております。

又、今年度は、道路交通法改正による自転車走行の注意点を中心に講習会を行っていただく予定です。就業会員の方には、後日個別にご案内を送付致します。皆様是非ご参加下さい。

日 時	2026 年 8 月 20 日（木）
時 間	14 時開始
場 所	北とぴあ 2 階 つつじホール



※ 会場は今回 **北とぴあ 2 階 つつじホール** となりました。
お間違えのないようにお越し下さい。

北区シルバー人材センター会員ポイント制度の開始について（令和8年7月～）

★北区シルバー人材センターポイント制度のご案内★

1. ポイント制度とは

会員の皆さんがセンターを通じ就業することや積極的に行事、地域班活動などへ参加していただきセンターの組織活動に対する参画意識及び会員サービスの向上を目的としています。

対象の活動等に参加した場合、ポイントを付与し 2,000 ポイントまで貯まったら翌年度会費に充当する制度です。

2. ポイント対象と付与するポイント数

区分	付与条件	申請方法等	ポイント数
行事等	就業した人	不要（就業実績を基に付与）	20/月
	センターが主催する研修・講習等へ参加	必要（参加当日に会員証を持参）	100/回
役員等	理事・監事就任・在任	不要（毎年7月を基準に付与）	100/年度
	地域班長就任・在任（※1）	不要（毎年4月を基準に付与）	100/年度
会員紹介等	会員の紹介	必要（会員紹介カードを提出）	100/人
	「Smile to Smile」に新規登録する（※2）	不要	300

※1 年度の途中で就任した場合は就任した月に付与

※2 すでに Smile to Smile に登録している方についても付与対象とする

3. ポイントの有効期間

ポイントの加算は令和8年4月分から遡及して通算する。有効期限は以下のとおりとする。

- (1) 有効期限はセンターに入会してから退会までとする。
- (2) 退会時に残っているポイントは失効する。
- (3) 再入会の場合、前回のポイント履歴は持ち込めない。

4. ポイントの還元方法

- (1) 1ポイント 1円で計算し、2,000ポイント貯まったら次年度の年会費に充当します。
- (2) ポイント管理は事務局でおこないます。ポイントカード等の発行はありません。
- (3) ポイント数については Smile to Smile 内のデジタル会員証をご確認ください。

5. その他

- (1) ポイントの現金への交換はいたしません。
- (2) 翌年度会費以外の還元はございません。
- (3) 会員間でのポイントの譲渡はできません。
- (4) ポイント制度の仕組み、ポイント対象の行事、手続方法などは随時見直しを行うこととしています。

熱中症の対策について

熱中症警戒アラートは、危険な暑さが予想される場合に、暑さへの「気付き」を促し熱中症への警戒を呼びかけるものです。令和6年度より、熱中症警戒アラートの一段上の熱中症特別警戒アラートが新たに創設されました。熱中症に関する情報は、ニュースや天気予報、環境省サイトなどで確認し、適切な熱中症予防行動をとりましょう。熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、健康被害を防ぎましょう。

注意	警戒	厳重警戒	危険	警戒アラート	NEW 特別警戒アラート
21-25	25-28	28-31	31以上	33以上	暑さ指数35以上
積極的に水分補給	積極的に休息	激しい運動は中止	運動は原則中止	熱中症搬送者が大量に発生するタイミング	過去に例のない危険な暑さ・重大な健康被害が生じる恐れ

△高齢者は特に注意が必要です △

- 1 体内の水分が不足しがちです！
- 2 暑さに対する感覚機能が低下しています！
- 3 暑さに対する体の調節機能が低下します！



☑ 予防法ができているかをチェックしましょう

エアコン・扇風機を上手に使用している



部屋の温度を測っている



部屋の風通しを良くしている



こまめに水分・塩分を補給している



シャワーやタオルで体を冷やす



暑い時は無理をしない



涼しい服装をしている
外出時には日傘、帽子



涼しい場所・施設を利用する



緊急時・困った時の連絡先を確認している



出典：厚生労働省 「高齢者のための熱中症対策」

自転車を安全・安心に利用するために（新制度）



高齢者の方へ ルール・マナーを守りましょう 自転車も取締りの対象です

「自分はまだ大丈夫」という気持ちで、危険な事故につながります

見通しの悪い交差点ではいったん止まって、左右の安全を確認しましょう

「止まれ」の停車位置から十分な確認ができない場合は、ゆっくりと出て安全を確認しながら進入しましょう。

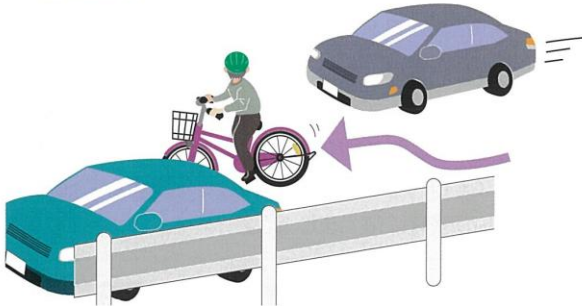


青信号でも周囲の安全を確認しましょう

自動車だけでなく、オートバイなどにも注意を。



進路変更するときは右後方の安全を確認しましょう



傘差し運転はやめましょう

ハンドルへの取り付けもしてはいけません。



飲酒運転は禁止です

酩酊状態の酒酔い運転は5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金です。また、酒気帯び運転や酒類の提供、同乗、自転車の提供も罰則の対象です。



夜間は目立つ工夫をしましょう

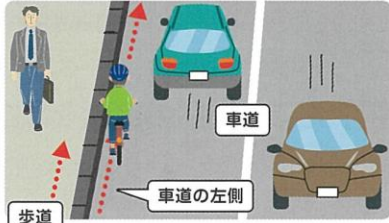
反射材がついていない自転車もあるので確認を。反射材はさまざまなものがあります。車体だけでなくヘルメットや服など、前後左右どこからでも光る工夫を。



自転車を利用するときのルール

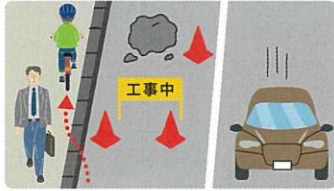
車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道を通行する場合は、**車道寄り**を安全な速度で通行し、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、**止まらなければいけません**。



歩道を通行することができる場合

- 13歳未満の子供や**70歳以上の高齢者**、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき



- 道路標識により自転車が歩道を通行することができる



自転車は決められた場所に置きましょう

自転車の放置は街の美観を損ねるだけでなく、視覚障がい者の歩行や緊急自動車などの通行の妨げとなります。



自転車利用中の事故に備える保険等への加入は義務です！

自転車利用中に事故を起こした際には、自分がケガをするだけでなく、相手にケガなどをさせることがあります。万が一に備えて、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償する保険等に加入している必要があります。
(東京都自転車安全利用条例第27条)

賠償金額約**9,500万円**と
自転車事故に係る高額賠償事例も発生！
自転車保険について詳しくはこちらをチェック▶

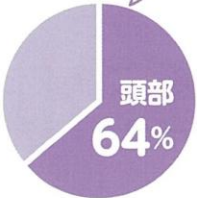


ヘルメットをかぶりましょう

- 自転車に乗るすべての人はヘルメットの着用が努力義務です。
(道路交通法第63条の11)(東京都自転車安全利用条例第19条)
- ヘルメットを着用している場合と比較して、着用していない場合の**致死率は約1.8倍**※と高くなっています。

※警視庁の統計(令和2年~令和6年中)

頭部が致命傷です！



警視庁の統計(令和2年~令和6年中)



電動アシスト自転車について

電源を入れるときは、**両手はハンドル、両足は地面**

ペダルに足をかけたまま電源を入れると、電源は入っていますがアシストしないことがあります。急なアシストによる事故を防ぐために設けられている機能です。



発進時は、ペダルをゆっくり踏み込みましょう

電動アシスト自転車は普通の自転車に比べ、軽く発進できますが、思わぬ急発進による転倒や衝突事故が増えています。まずは安全な場所で練習して電動アシストの感覚に慣れましょう。

令和8年4月1日 交通反則通告制度開始

から自転車も
自転車の運転者(16歳以上の者)がした一定の違反が交通反則通告制度の対象になります。

この機会にルールを再確認しましょう

ルールを確認！

TOKYO自転車ルールブック

イラストやグラフで交通ルールをわかりやすく解説しています。



スマホで楽しく学習！

東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」

自転車走行のバーチャル体験で危険予測トレーニングができます。



自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

会員のハラスメント防止に関する基本方針について

職場におけるパワーハラスメント防止対策を事業主に義務付ける「労働施策総合推進法」の改正等を踏まえて、会員に対するハラスメント防止に関する基本方針を制定いたしました。

「会員間のパワーハラスメント等のハラスメント行為は犯罪にあたる可能性があり、互いを業務遂行上の対等なパートナーとして認め、互いに尊重し協力し合いながら就業できるように努めましょう！」

公益社団法人北区シルバー人材センター会員の ハラスメント防止に関する基本方針

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為は、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、そういった行為は就業現場等の秩序を乱すばかりでなく、北区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の健全な運営や適正な経営に重大な影響を与えかねない問題です。いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙殺されたり見過ごされたりすることがあってはなりません。

センターは、全ての人権が尊重され、互いの信頼の元にその能力が十分に発揮できる就業環境の実現を目指し、以下に掲げる取り組みを徹底します。

1 センター会員の責務

センターの全ての会員は、他の会員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うものとともに、その言動に注意を払い、次項に示すハラスメント行為を行ってはならない。また、就業先等で関わる発注者やセンター職員等の会員以外の者に対してもこれに類する行為を行ってはならない。

2 センターは、下記のハラスメント行為を容認しません。

- (1) パワーハラスメントに類する行為
- (2) セクシャルハラスメントに類する行為
- (3) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
- (4) カスタマーハラスメントに類する行為
- (5) その他、職務等に関連しない「いじめ、嫌がらせ」、「強要」、「個人の尊厳を傷つける言動」により人間関係や就業現場等の環境に悪影響を及ぼすなどのハラスメント行為

3 ハラスメント行為防止のため、当該基本方針を周知し、会員一人ひとりがハラスメント防止について、理解するための周知等の啓発を行います。

4 ハラスメントに関する相談窓口を設置し、苦情・相談の申し出があった場合は、迅速かつ適正に対応します。【相談窓口：事務局】

5 苦情・相談に関与したものに対し、以下の対応を徹底します。

- (1) プライバシーや人権の尊重
- (2) 問題処理に必要な場合を除き、知り得た相談内容等の秘密の保持
- (3) 事実確認への協力に応じたこと等を理由とする不利益扱いの禁止

6 ハラスメント行為を行ったものには、厳正に対処します。また、被害者に対し、就業環境の改善に向けて必要な措置を講じるとともに、再発防止に努めます。

7 ハラスメント防止対策について、定期的に見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

令和 8 年 4 月 1 日

公益社団法人北区シルバー人材センター